

北海道告示第10881号

令和2年北海道告示第10648号（令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の決定）を次のように改正する。

令和2年7月7日

北海道知事 鈴木 直道

（経済部所管分 その9）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓等に取り組む場合の自己負担の一部に対して補助し、負担を軽減することにより、その事業継続を支援することを目的として、予算の範囲内で補助する。	国の令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金の交付（決定）を受けている小規模事業者（単独又は複数の事業者）のうち、新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した小規模事業者（単独又は複数の事業者）	次の経費のうち国の補助事業である小規模事業者持続化補助金の交付決定を受けたものの機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	12分の1以内（6万2,500円を限度額とする）	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和3年3月31日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		実績報告は要しない

を

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>又は令和2年	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 国の令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>の交付（決定）を受けている小規模事業者	次の経費のうち国の補助事業である小規模事業者持続化補助金の交付決定を受けたものの機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	12分の1以内 ただし、限度額は次のいずれかとする (1) 新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した事業者は6万2,500円を限度額とする	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和3年3月31日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		実績報告は要しない

<p>度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>のいずれかを活用して販路開拓等に取り組む場合の自己負担の一部に対して補助し、負担を軽減することにより、その事業継続を支援することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>(単独又は複数の事業者。以下同じ)のうち、新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した事業者(単独又は複数の事業者。以下同じ) (2) 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の交付(決定)を受けている小規模事業者のうち、類型Aの取組のみを行った事業者</p>		<p>(2) 類型Aの取組のみを行った事業者は12万5,000円を限度額とする</p>					
---	---	--	---	--	--	--	--	--

に改める。